

# 会 議 資 料

|      |                   |    |
|------|-------------------|----|
| 資料 1 | 県民活動の促進について       | 1  |
| 資料 2 | 県民活動促進事業について      | 6  |
| 資料 3 | NPO法の改正・施行について    | 10 |
| 資料 4 | 県民活動促進基本計画の改定について | 13 |

# 県民活動の促進について

## I 現状等

### [総論]

地方分権の時代にふさわしい元気で魅力あふれる県づくりを進めるためには、県民がコミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動などの県民活動を通じて、それぞれの個性に応じて社会に参加し、その役割を果たしていくことが重要となっている。

このため、多くの県民が自主的・主体的に県民活動に参加できるよう、取組を促進するとともに、県民活動団体と企業、行政等多様な主体との協働の促進などを図るため、市町や企業、関係機関等との連携をより一層強化し、県民活動の促進に向けた環境づくりに取り組んでいる。

### [県民活動団体数の推移]

| 区 分               | H18   | H19   | H20   | H21   | H22   |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| NPO法人数            | 279   | 307   | 330   | 354   | 376   |
| 県・市民活動支援センター登録団体数 | 1,858 | 1,987 | 2,097 | 2,132 | 2,112 |

(注) 平成 24 年 2 月末日における NPO 法人認証団体数は「383」

### [県民活動をめぐる新たな動き]

#### (1) 新しい公共の推進

- 国においては、平成 22 年 11 月、官だけではなく NPO 等や市民、企業等が主体となり、公共的な財・サービスを提供する仕組み、体制を推進していく「新しい公共支援事業」を創設
- 本県では、この事業を活用し平成 23 年度から「県民活動促進事業」として NPO 等の協働による取組や NPO 等の活動基盤強化など、県民活動の一層の活性化に向けた取組を実施

#### (2) 特定非営利活動促進法（NPO法）の改正

- NPO 法人の活動の健全な発展をより一層促進するため平成 23 年 6 月に NPO 法を改正

[主な改正] ①使いやすさと信頼性の向上を図るための「認証制度」の見直し

②税制の優遇措置を受けられる「認定制度」の創設

③認定・認証事務の所轄庁を都道府県知事又は指定都市の長に一元化

[施行] 平成 24 年 4 月 1 日

### (3) 市民公益税制の導入

○平成23年度の税制改革において、認定NPO等に寄附した場合の税制優遇措置が大幅に拡大

- ・所得税における寄附金税額控除の創設（所得控除との選択制に変更）
- ・住民税における寄附金税額控除の下限額の引き下げ 等

### (4) やまぐち県民活動きらめき財団の発展的統合

○「県民活動きらめき財団」は、それぞれ中核的な支援組織として同様の活動を展開している「やまぐち女性財団」、「山口県文化振興財団」と発展的に統合し、「公益財団法人山口きらめき財団」を設立

[設 立] 平成24年4月2日（予定）

[所 在 地] 山口市水の上町1番7号

[理 事 長] 二井関成

[目 的] 県民活動・男女共同参画・地域文化の3分野における総合的な事業の推進

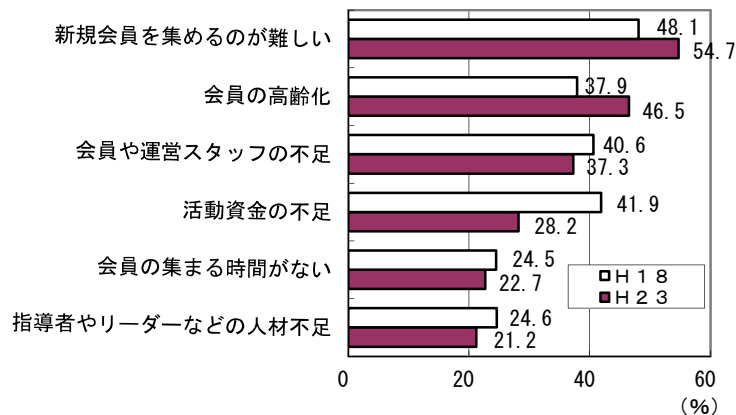
- [主な取組]
- ・総合的な活動助成、支援
  - ・県民活動パワーアップ事業
  - ・男女共同参画フォーラム
  - ・総合芸術文化祭 等

## II 課 題

### (1) 県民活動団体の課題

県民活動団体の多くは小規模であり、人材や活動資金が不足するなどの課題を抱えていることから、より多くの県民が参加し、自主的・主体的な県民活動が展開できるよう、NPO法人化の促進など県民活動の基盤強化が必要である。

【活動団体の抱える課題】



(平成23年版県民活動白書から抜粋)

## (2) 新たな政策課題への対応

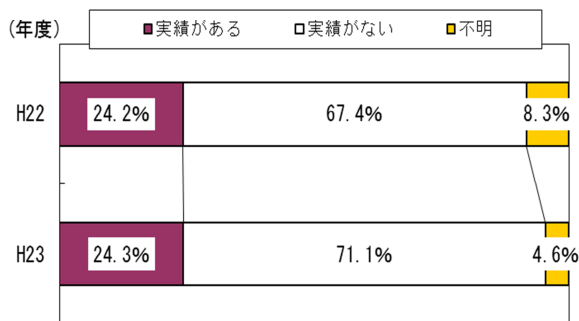
最近の社会環境の変化等を踏まえ、新たな政策課題への対応が必要である。

- ① 団塊世代等シニアの社会参加活動の促進を図る支援体制の整備
- ② 少子・高齢化や中山間地域対策の主要な担い手としての参加促進
- ③ 山口国体に向けた県民力、地域力の発揮と成果継承による地域づくり
- ④ 「新しい公共の推進」「NPO法改正」等の国の制度創設や見直しへの適切な対応

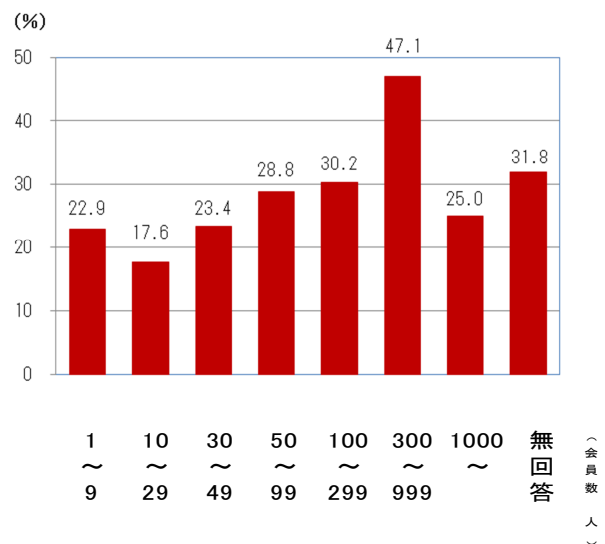
## (3) 県民活動の活性化に向けた環境整備

多様化する住民ニーズや地域問題に適切かつ効率的に対応するため、県民活動団体と企業、行政等の多様な主体との協働を促進する環境整備が必要である。

【企業との協働の状況】



【団体の規模別にみる協働の状況】



(平成23年版県民活動白書から抜粋)

## III 平成23年度の県民活動の促進に向けた施策展開

「県民活動促進基本計画」に掲げる3つの基本方針に基づき、前記Ⅱ(2)の新たな政策課題への対応も踏まえながら県民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。  
(全体事業数：90事業 予算額 1,115百万円)

### 【3つの基本方針】

- 1 県民参加のための環境づくり
- 2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境づくり
- 3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくり

**基本方針1 県民参加のための環境づくり**

○県民活動についての理解促進や普及啓発に努めるとともに、各種の情報提供を行い、多くの県民が県民活動に参加できる環境づくりに取り組んでいる。

\*事業例 (73事業 予算額545百万円)

| 事業名               | 事業の概要  |
|-------------------|--|
| やまぐちスロー・ツーリズム推進事業 | スロー・ツーリズムの推進に向けて、NPO法人等が取り組む人材育成や体験型教育旅行を活用した体制づくり、基盤整備等を支援      |
| 森林づくり活動支援事業       | 森林の持つ多面的機能の整備・保全を県民全体で支えるという意識の醸成に向けて、森林ボランティアの活動を支援し、県民に活動の場を提供 |
| 速度抑制推進事業          | 県内道路を利用するドライバーに対し、安全速度による運転の広報・啓発や交通安全意識の向上を推進                   |

**基本方針2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境づくり**

○県民や県民活動団体が、その個性や地域性を発揮し、発展することができるよう自主的・主体的活動の向上、促進に向けた環境づくりに取り組んでいる。

\*事業例 (82事業 予算額995百万円)

|                   |  |
|-------------------|--|
| 中山間地域元気創出若者活動支援事業 | 中山間地域の新たな担い手となる大学生等による地域との交流・連携活動を支援                     |
| 地域見守りネットワーク整備強化事業 | 多様な主体が協働して取り組む、一人暮らし高齢者等の見守り活動やネットワーク構築等を支援              |
| 「おいでませ！山口国体」開催事業  | 「おいでませ！山口国体」を県民総参加の大会とするため、県内各地で国体県民運動を展開し、広報活動や募金活動等を推進 |

**基本方針3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくり**

○県民活動団体と行政とが様々な分野で対等なパートナーシップを深めるとともに、協働のノウハウを取得して一層の協働の推進が図られる環境づくりに取り組んでいる。

\*事業例 (66事業 予算額672百万円)

|                     |   |
|---------------------|---|
| 県民活動促進事業            | NPO法人等の自立的な県民活動を促進し、多様な担い手が公共サービスを提供していく仕組みづくりを推進                         |
| やまぐちの美しい里山・海づくり推進事業 | 「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」(平成22年12月施行)に基づき、県民・民間団体・事業者・市町等と連携して、海岸、河川、道路の環境美化を推進 |
| 道路愛護ボランティア支援事業      | 県管理の国道や県道において、花壇の管理や歩道の清掃ボランティア活動を希望する団体等に対して、県は活動の場や資材を提供                |

## IV 国体におけるボランティア等の状況と今後の活用について

山口国体では、多数のボランティア等による県民総参加の手づくりのおもてなしの大会としたことが成功の大きな要因の一つであり、その成果を今後の県民活動の発展に活かしていくことが重要となっている。

### (1) 県民参加の状況

| 区 分                          |                | 参加人数(人) |
|------------------------------|----------------|---------|
| ○ボランティア                      | 大会運営ボランティア (※) | 11,256  |
|                              | 観光案内ボランティア     | 71      |
|                              | 情報支援ボランティア     | 835     |
|                              | 選手団サポートボランティア  | 946     |
|                              | 小 計            | 13,108  |
| ○おもてなしの取組 (花いっぱい・クリーンアップ運動等) |                | 390,190 |
| 計                            |                | 403,298 |

※大会運営ボランティアのうち、県募集のボランティア数 3,285 人

### (2) 活用方策等

◇ 県募集のボランティアを対象に「登録継続」等の意向調査を実施し、希望者はデータベースとして登録管理

[調査対象人数] 3, 1 6 9 人

[登録継続希望者数] 1, 0 0 0 人

[全国植樹祭ボランティア参加希望者数] 7 2 6 人

[スポーツボランティア参加希望者数] 5 5 9 人

◇ 全国植樹祭ボランティア等としての参加希望者については、個人情報を担当課に提供し、大会運営等に参加・協力をして貰う。

◇ 登録者のうち希望者に対しては、下記のメルマガにより定期的にボランティア募集や、イベント開催、助成金、センター事業等の情報を提供

・県民活動支援センター「さぼ〜とメール」

・県社会福祉協議会「ボラジン」

◇ 今後、関係部局等にボランティア等のニーズを照会し、要望があれば、登録者を紹介し、活用を図ることを検討

## 県民活動促進事業について

### 1 趣 旨

国の「新しい公共支援事業」を活用し、NPO等の協働による先進的な取組やNPO等の活動基盤の強化等を進めることにより、県民活動の一層の促進を図る。

#### ◆ 「新しい公共」とは

従来は、官が独占してきた領域を、公に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO等、企業等が公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、福祉等の身近な分野において、共助の精神で行う仕組み、体制、活動などをいう。

※ 平成22年11月 国は「新しい公共支援事業」として、87.5億円を予算措置

### 2 事業の仕組み

- ◇ 国の交付金を原資として、平成23年3月に「県民活動促進基金」（1億5千万円）を設置
- ◇ 基金を2年間で取り崩して、各種事業を実施
- ◇ 事業実施にあたっては、県に「県民活動促進事業運営委員会」を設置し、事業の検討・選定、評価等を実施

### 3 平成23年度の取組（事業費：76,035千円）

#### ① アドバイザー派遣事業（事業費：16,994千円）

様々な経営課題を抱えるNPO等に対し、各分野の専門家の派遣を実施

○専門家の登録：39人(平成24年2月末現在)

○専門家派遣（事前相談・改善指導・フォローアップ）：5日限度／1件

○専門家向けセミナーの開催

[派遣時期] 平成24年1月から開始

#### ② 中核的人材の育成事業（事業費：5,516千円）

NPO等と行政、企業等の間に立って活動を支援するコーディネーターや、マネジメント能力に優れた人材を育成するための講座等を開催

| 実施機関（8箇所）      | 主な内容                   |
|----------------|------------------------|
| 宇部市民活動センター     | プランニング・マネジメント講座等       |
| 山口市市民活動支援センター  | ソーシャルメディア・ブログ講座        |
| 萩市市民活動センター     | 協働事業推進・NPO法人のための税務会計講座 |
| 防府市市民活動支援センター  | 組織運営・マネジメント講座等         |
| いわくに市民活動支援センター | 人と人のマッチング講座等           |
| 光市地域づくり支援センター  | 新しい公共を進めるための協働推進講座     |
| 柳井市（政策企画課）     | 市民活動団体の資金調達戦略等         |
| 周南市市民活動支援センター  | NPO法人の庶務手続・経理処理の実務講座等  |

③ 寄附募集促進事業（事業費：2,400 千円）

NPO等への寄附募集を促進していくための研修会の開催

| 実施機関           | 主な内容  |
|----------------|---|
| やまぐち県民活動支援センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大震災と寄附文化」 &amp; 「NPO 法改正と新寄附税制」セミナー               <ul style="list-style-type: none"> <li>[第1回] 平成23年12月03日 パルトピア山口</li> <li>[第2回] 平成24年1月21日 パルトピア山口</li> </ul> </li> <li>・ファンドレイズ（資金調達）研修会               <ul style="list-style-type: none"> <li>[第1回] 平成24年2月27日 周南市市民交流センター</li> <li>[第2回] 平成24年3月1日 宇部市民活動センター</li> </ul> </li> </ul> |

④ 寄附文化醸成PR事業（事業費：5,000 千円）

NPO等への寄附募集を促進していくためのTVCM等を実施

○15秒スポットCM：128本

（TYSテレビ山口：40本、YAB山口朝日放送：40本、KRY山口放送：48本）

○テレビ番組内で、県民活動団体への寄附についてPR

[実施時期] 平成23年10月1日～11月13日

⑤ つなぎ融資の利子補給事業（事業費：129 千円）

行政（国、県、市町）から業務委託を受けたNPO等が、金融機関からつなぎ融資を受けたときに支払う利息を助成

[利子補給金支給額] 借入額の2%額又は実際の利子額のいずれか低い額

[支給件数] 2件

⑥ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業（事業費：42,864 千円）

NPO等が行政、企業等と協働して地域の諸課題の解決を図る公共的なモデル事業に対し助成

[市町と協働したモデル事業（5箇所）]

| 実施箇所  | 実施主体                         | 主な内容   |
|-------|------------------------------|--|
| 岩国市   | 岩国市・NPO 法人いわくにネットワークグループ     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○協働に関する課題意識等調査</li> <li>○協働事例創出に向けたワークショップ等</li> </ul>  |
| 柳井市   | 柳井市・柳井地域ブランド推進協議会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源を柳井ブランドとして認証</li> <li>○柳井ブランドのPR活動</li> </ul>      |
| 美祢市   | 美祢市・美祢市観光協会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ロゲイニングを活用したプログラム企画</li> <li>○関係団体等の支援体制づくり</li> </ul>  |
| 周南市   | 周南市中山間地域好循環創出協議会             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○商品開発・ブランド構築</li> <li>○加工団体の支援体制づくり</li> </ul>          |
| 周防大島町 | 周防大島町・NPO 法人周防大島ふるさとづくりのん太の会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域づくり団体による空き屋の実態調査</li> <li>○空き屋バンク制度の登録・運用</li> </ul> |



[県と協働したモデル事業（7箇所）]

| 実施箇所  | 実施主体                   | 主な内容                                   |
|-------|------------------------|--|
| 県全域   | 県・やまぐち元気！むらまち交流推進協議会   | ○体験型旅行受入地域の交流リーダー育成<br>○ワークショップ開催      |
| 長門市   | 県・NPO 法人ゆうゆうグリーン倶楽部    | ○温泉と自然を生かした体験交流<br>○研修会参加、先進地視察        |
| 岩国市   | 県・NPO 法人ほつとにしき         | ○自然環境を活用した体験交流<br>○プログラム開発、先進地視察       |
| 阿武町   | 県・阿武町地域グリーン・ツーリズム推進協議会 | ○阿武町の魅力を活用した体験交流<br>○ワークショップ開催、研修会参加   |
| 周防大島町 | 県・周防大島町体験交流型観光推進協議会    | ○島の特性を生かした体験交流<br>○受入状況調査、研修会開催        |
| 長門市   | 県・一般社団法人長門市観光コンベンション協会 | ○青海島の自然や鯨文化を生かした体験交流<br>○プログラム開発、研修会開催 |
| 萩市    | 県・萩市ふるさとツーリズム推進協議会     | ○萩の歴史や自然等生かした体験交流<br>○ワークショップ、研修会開催    |

⑦ 共通経費（事業費：3,132千円）

NPO等の受託状況等の実態調査、協働推進フォーラムの開催、運営委員会経費等の事務費等

4 平成24年度事業計画<23年度事業の変更箇所>（予算額：74,000千円）

◇ 中核的人材の育成（予算額：9,350千円）

[実施機関] 8機関⇒10機関

| 追加実施機関          | 主な内容               |
|-----------------|--------------------|
| ①やまぐち県民活動支援センター | ・NPO法人会計基準普及啓発セミナー |
| ②しものせき市民活動センター  | ・マネジメント研修会（予定）     |

◇ **新** 先駆的活動PR・交流推進事業（予算額：3,800千円）

○先駆的県民活動のPR

県民活動団体等の活動を紹介するラジオ放送や新聞連載等

○県民活動団体等の交流推進イベントの開催（県内1箇所）

[実施時期] 平成24年10月～11月（予定）

◇ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業（予算額：32,120千円）

[実施箇所] 市町と協働したモデル事業（5箇所⇒4箇所）

※周防大島町のモデル事業は、平成23年度で事業終了

## 県民活動促進事業（県民活動促進基金）実施計画表

### ◇県民活動促進基金の状況

（単位：千円）

|        | H22     | H23     | H24    | H25 | 計       |
|--------|---------|---------|--------|-----|---------|
| 基金繰入金  | 150,000 | 60      | 4      | 30  | 150,094 |
| 基金原資   | 150,000 | -       | -      | -   | 150,000 |
| 基金運用果実 | -       | 60      | 4      | 30  | 94      |
| その他収入  | -       | 7       | 7      | -   | 14      |
| 計      | 150,000 | 150,067 | 74,043 | 73  | 150,108 |
| 基金取崩額  | -       | 76,035  | 74,000 | 73  |         |
| 基金残高   | 150,000 | 74,032  | 43     | 0   |         |

### ◇事業の実施状況

（単位：千円）

|                    | H23    | H24    | H25 | 計       |
|--------------------|--------|--------|-----|---------|
| アドバイザー派遣事業         | 16,994 | 18,940 | -   | 35,934  |
| 中核的人材の育成事業         | 5,516  | 9,350  | -   | 14,866  |
| いわくに市民活動支援センター（団体） | 938    | 950    | -   | 1,888   |
| 宇部市民活動センター（団体）     | 950    | 950    | -   | 1,900   |
| 周南市市民活動支援センター（市）   | 200    | 1,700  | -   | 1,900   |
| 山口市市民活動支援センター（団体）  | 950    | 950    | -   | 1,900   |
| 防府市市民活動支援センター（団体）  | 950    | 950    | -   | 1,900   |
| 光市地域づくり支援センター（市）   | 378    | 930    | -   | 1,308   |
| 萩市市民活動支援センター（団体）   | 584    | 320    | -   | 904     |
| 柳井市（市）             | 566    | 950    | -   | 1,516   |
| しものせき市民活動センター（市）   | -      | 950    | -   | 950     |
| やまぐち県民活動支援センター（団体） | -      | 700    | -   | 700     |
| 先駆的活動PR・交流推進事業     | -      | 3,800  | -   | 3,800   |
| ① 先駆的県民活動のPR       | -      | 3,000  | -   | 3,000   |
| ② 交流推進イベントの開催      | -      | 800    | -   | 800     |
| 寄附募集促進事業           | 2,400  | 2,400  | -   | 4,800   |
| 寄附文化醸成PR事業         | 5,000  | 5,000  | -   | 10,000  |
| つなぎ融資の利子補給事業       | 129    | 200    | -   | 329     |
| 共通経費               | 3,132  | 2,190  | 73  | 5,395   |
| 小 計                | 33,171 | 41,880 | 73  | 75,124  |
| モデル事業              | 42,864 | 32,120 | -   | 74,984  |
| 県分予算総額             | 27,000 | 10,500 | -   | 37,500  |
| 市町分予算総額            | 15,864 | 21,620 | -   | 37,484  |
| 計                  | 76,035 | 74,000 | 73  | 150,108 |

## 特定非営利活動促進法（NPO法）の改正・施行について

### 1 改正法の概要

#### (1) 背景・目的

- ◇ ボランティア活動を支援する新たな制度として、平成10年にNPO法が制定され、現在では4万を超えるNPO法人が、様々な分野で活躍している。
- ◇ 一方で、NPO支援のための認定NPO制度の利用は僅少（全体の0.6%程度）であり、また、NPO法人の約7割が財政上の課題があるなど、未だ多くの課題を抱えている。
- ◇ 本改正は、このような現状に鑑み、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するために行うものである。

#### (2) 認証制度（法人格の付与）の見直し

##### ① 複数県に事務所があるNPO法人の所轄庁の変更

内閣府 → 主たる事務所の所在する都道府県知事

##### ② 活動分野の追加

これまでの17の活動分野に次の活動分野を追加

- ・ 観光振興を図る活動
- ・ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ・ 法別表各号に掲げる活動に準ずる活動として県条例で定める活動

##### ③ 手続きの簡素化・柔軟化

- 軽微な不備について県条例の規定により補正が可能
- 社員総会の決議について書面等により省略が可能
- 定款変更時の届出事項の拡大

##### ④ 信頼性の向上

- 設立認証日から6ヶ月を経過しても未登記の場合は、認証の取り消しが可能
- 会計の明確化  
「収支計算書」を「活動計算書」（活動に係る事業の実績を表示するもの）に変更

#### (3) 税制優遇措置を受けることができる認定・仮認定制度の導入

##### ① 認定制度

###### ○ 認定基準

次に掲げる基準（ア～ク）に該当すること

ア パブリック・サポート・テスト（PST基準）として次のa～cのいずれかに適合すること

- a 総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること
- b 各事業年度に3,000円以上の寄附金を100人以上から受けていること
- c 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること

イ 事業活動のうち共益的活動の占める割合が50%未満であること

- ウ 運営組織及び経理組織が適切であること
- エ 事業活動の内容が適正であること
- オ 情報公開を適切に行っていること
- カ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- キ 法令違反、不正の行為、公益に違反する事実等がないこと
- ク 設立後1年が経過していること

○有効期間 5年間（更新可能）

## ② 仮認定制度

○認定制度の認定基準のイ〜クに該当すること（P S T基準不要）

○有効期間 3年間（1回限り）

(4) 施行期日 平成24年4月1日

## 2 県条例等の改正

本県において、NPO法を施行するために必要な事項を定めている「特定非営利活動促進法施行条例」等について、審議会委員をはじめ市町、関係団体等の意見を聴いて、一部改正案を2月県議会に上程

[施行期日] 平成24年4月1日(外国人登録法の廃止に伴う改正は平成24年7月9日)

## 3 円滑な施行に向けた取組

### (1) 法改正によりNPO法人が対応すべき事項

#### ◇ 定款変更

- ・新たに追加された特定非営利活動の活動分野の事業を行う場合
- ・社員総会のみなし決議を導入する場合
- ・理事の代表権の制限を行う場合 等

#### ◇ 提出書類等の変更等

- ・定款変更届の添付書類の追加・定款変更登記完了届の新設
- ・事務所に備置く書類の変更及び場所の拡大 等

#### ◇ 「活動予算書」「活動計算書」の導入に対応した会計処理の実施

### (2) 改正法の周知等

◇ 県内全てのNPO法人に対して、改正法の概要と改正による法人運営の留意点について文書で周知（24年2月14日）

#### ◇ 改正法の説明会の開催

[第1回目] 24年3月15日 山口市 山口県教育会館

[第2回目] 3月21日 岩国市 岩国総合庁舎

[第3回目] 3月23日 下関市 山口県国際総合センター

◇ 具体的な事務手続き等を盛り込んだ「設立運営及び管理・運営の手引き」「認定・仮認定の手引き」を作成・配布（24年4月～）

◇ NPO法人会計研修会の開催（予定）

県民活動支援センターと連携し、新たな会計処理に係る研修会を実施

[開催時期] 24年4月～ [開催場所] 県内数箇所

**【参考】認定NPO法人等に対する税制優遇措置**

23年度税制改正において市民公益税制が導入され、税制優遇が大幅に拡大  
 [国税関係]

租税特別措置法の改正により措置済み（平成23年1月1日以降の寄附金を対象）

| 区 分      | 税制改正前                                       | 税制改正後   |
|----------|---|---|
| 所得税      | [所得控除]<br>○寄附金額－2,000円<br>[税額控除]<br>○なし     | [所得控除]<br>○変更なし<br>[税額控除]<br>○ $\frac{(\text{寄附金額} - 2,000\text{円})}{40\%}$<br>→「所得控除」と「税額控除」の選択制 |
| 法人税      | ○一般寄附金の損金算入限度額とは別に同額を損金算入                   | ○変更なし   |
| 相続税      | ○取得財産を相続税の申告期限迄に認定NPO法人に寄附した場合、その財産は相続税の対象外 | ○変更なし   |
| みなし寄附金制度 | ○寄附金の損金算入限度額<br>所得金額の20%相当額                 | ○寄附金の損金算入限度額<br><u>所得金額の50%相当額又は200万円の何れか大きい額</u>   |

※みなし寄附金制度…認定NPO法人の収益事業から得た利益を、その認定NPO法人の非収益事業に使用した場合、この分を寄附金とみなし、所得金額が損金算入できる。

※仮認定NPO法人については、「相続税」「みなし寄附金制度」を除いて認定NPO法人と同じ優遇措置を受ける。

[地方税関係]

県条例又は市町条例において、寄付先として認定NPO等を規定することが必要

→ 県民税については2月県議会に条例改正案を上程（平成24年1月1日以降の寄附金を対象）

|     |     |  |  |
|-----|-----|--|--|
| 住民税 | 県民税 | [税額控除]<br>○ $(\text{寄附金額} - 5,000\text{円}) \times 4\%$ | [税額控除]<br>○ $(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 4\%$ |
|     | 市民税 | [税額控除]<br>○ $(\text{寄附金額} - 5,000\text{円}) \times 6\%$ | [税額控除]<br>○ $(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 6\%$ |

# 県民活動促進基本計画の改定について

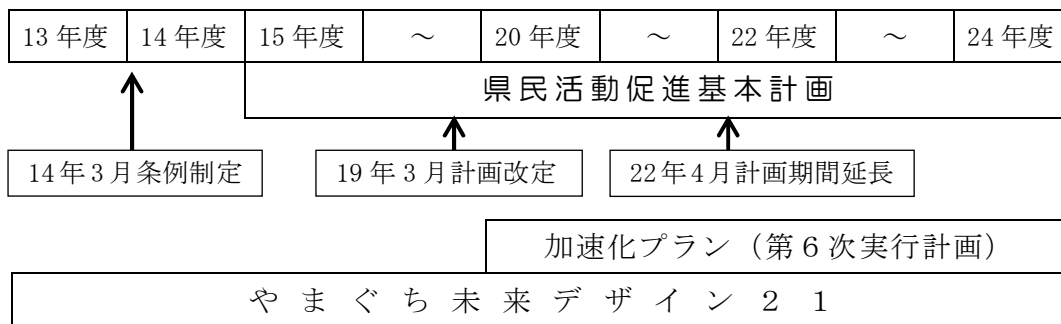
## 1 現行基本計画の概要

[計画の性格]

- ・ 山口県県民活動促進条例に基づき、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した計画
- ・ 県民、市町、事業者、県民活動団体等の意見を反映し、協働して取り組む計画
- ・ 県の総合計画である「やまぐち未来デザイン21」等に関連する計画
- ・ 「地方分権の推進」、「行政改革の推進」の視点を踏まえた計画

[計画期間]

- ・ 平成15～24年度



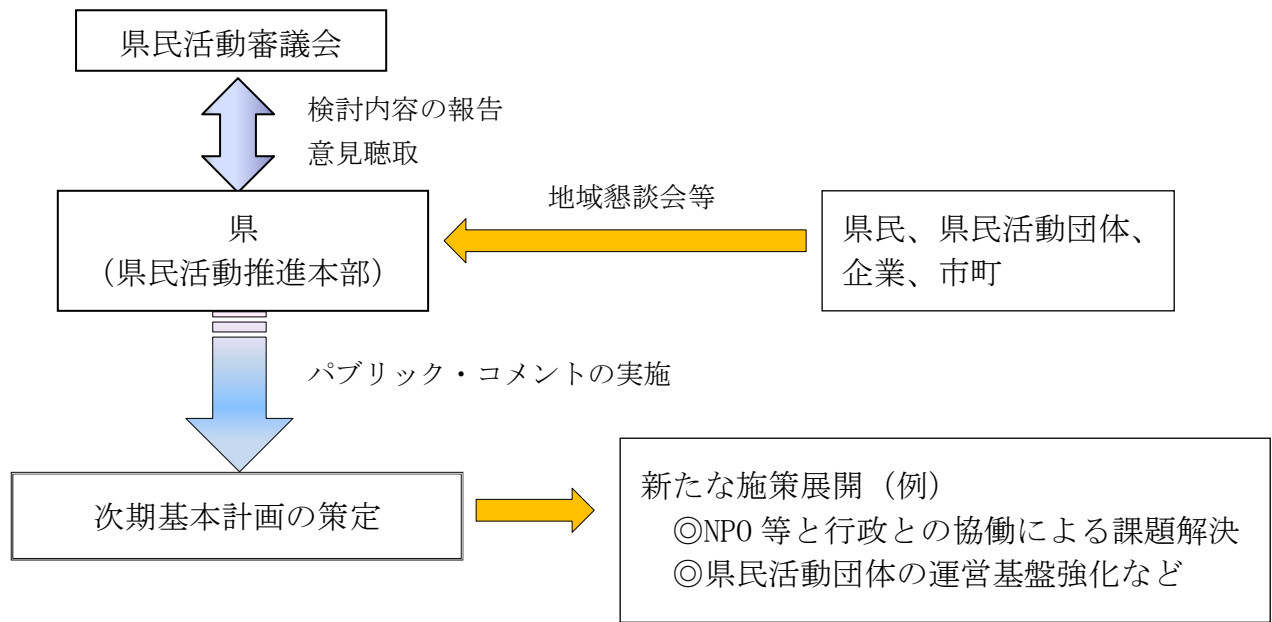
## 2 改定理由

現行の基本計画が平成24年度に終了することから、県民活動を取り巻く社会情勢の変化や地域が抱える新たな課題への対応など今後の県民活動の促進に向けた指針を示すため、平成25年度を始期とする次期基本計画を策定する必要がある。

## 3 改定の考え方

- 「山口きらら博」や「国民文化祭やまぐち」、さらには「おいでませ！山口国体・山口大会」等、県民活動を活発化することにより高まった「県民力」「地域力」を県民共有の財産として継承し、次代の地域づくりに活かしていくことが期待されること。
- NPOと行政等との協働による課題解決の仕組みの構築、人材の育成による県民活動団体の基盤強化、寄付文化の普及、社会的起業への支援など、県民活動の促進に向けた新たな課題に対応できる環境の整備が求められること。
- このため、引き続き、元気で住み良い社会づくりを推進していくためには、現行の基本計画終了後も県が取り組むべき課題や具体的な施策を整理し、あるゆる分野において県民活動の活性化が図られるよう大きな方向性を示す必要がある。

#### 4 計画策定の手順



#### 5 策定スケジュール案

| 時期          | 事項                           |
|-------------|------------------------------|
| 平成24年<br>3月 | H23 県民活動審議会（骨子案作成に当たっての意見交換） |
| 平成24年<br>7月 | H24 県民活動審議会①（計画の策定について諮問）    |
| 9月          | 地域懇談会の開催                     |
| 10月         | H24 県民活動審議会②（中間とりまとめ案の審議）    |
| 11月         | パブリック・コメントの実施（概ね1か月）         |
| 平成25年<br>1月 | H24 県民活動審議会③（答申案の審議）         |
| 2月          | 県民活動推進本部 ⇒ 最終案の提示及び審議        |
| 3月          | 計画の決定及び公表                    |

## 意見交換：次期県民活動促進基本計画の策定に向けて

【論 点】次期計画の骨子案作成に当たって、実効性のある計画とするためには、どのような視点が必要であるか。

- ・計 画 期 間 (例) 3年間、5年間、10年間等
- ・考 え 方 (例) ①山口県らしさの反映  
②社会経済情勢の変化への対応  
③国の政策との連携 (新しい公共支援事業等)  
④重点的に取り組むべき課題 等
- ・施策展開の柱 (例) ○世代に合わせた県民活動への参加促進  
○災害時のボランティアネットワークづくり  
○寄付文化の醸成  
○人材育成への支援  
○企業による県民活動への支援促進 等
- ・構 成  
など

[ ]



## [参考1] 現・基本計画の構成

| 章 項 目              | 構 成 項 目   |
|--------------------|---|
| 第1章 計画策定の背景と趣旨     | 1 計画策定の背景<br>2 計画策定の趣旨<br>3 計画の性格<br>4 計画の期間  |
| 第2章 県民活動の定義と社会的役割  | 1 県民活動の定義<br>2 県民活動の社会的役割   |
| 第3章 県民活動の現状と課題     | 1 県民参加の現状と課題<br>2 県民活動団体の現状と課題<br>3 県民活動団体と行政、事業者との協働の現状と課題<br>4 県民活動を支援する上での課題<br>5 新たな課題への対応        |
| 第4章 県民活動促進のための基本方針 | 1 県民参加のための環境づくり<br>2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備の展開方向<br>3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくり         |
| 第5章 県民活動促進施策の展開方向  | 1 県民参加のための環境整備の展開方向<br>2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備の展開方向<br>3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境整備の展開方向 |
| 第6章 計画の推進          | 1 推進体制<br>2 計画の進行状況の把握と評価   |

## [参考2] 他都道府県計画の特徴等

| 都道府県名 | 特 徴  |
|-------|--|
| 山形県   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄付文化の醸成に向けた税額控除計算付き寄付促進サイトの設営</li> <li>・ 構成団体の専門性を活かした災害ボランティアネットワークを構築</li> </ul>                  |
| 埼玉県   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学生とNPOとの交流会の開催等、大学など教育機関とNPOとの協働を促進</li> </ul>   |
| 千葉県   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ちょっとしたボランティア」から「プロボラ」、「プロボノ」まで、誰もが県民活動に参加する社会づくりを提唱</li> <li>・ 県の役割を市町村の取組に対する側面的な支援に特化</li> </ul> |
| 京都府   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPOと協働で公益財団法人を設立。府民や企業等から資金提供を受けて公益的活動を支えるファンドを設立・運営</li> </ul>                                     |
| 奈良県   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO、ボランティア団体、地縁組織、教育機関、事業者及び行政との連携協働による社会づくりを提唱</li> </ul>  |
| 島根県   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPOの資金調達、人材育成、情報開示を重点的に展開</li> <li>・ 県、市町村、支援センター、財団法人等の連携、支援体制を再整備</li> </ul>                      |
| 佐賀県   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての県民が家庭や職業上の役割の他に社会的役割を一つは持つ「プラスワン」運動を推進</li> </ul>   |